

特約条項の一部改定のお知らせ

2022年 4月 2日付で下記のとおり特約条項の一部改定を行ないますので、お知らせします。

「ご契約のしおり（定款・）約款」の内容とあわせて、本お知らせについてもご確認くださいませう、お願い申し上げます。

なお、本改定は2022年 4月 から発売する商品名を追加するための改定やそれに伴う規定の整備を行なうものであり、お客さまのご契約内容に影響を及ぼすものではございません。

記

1. 更新特約〔終身医療用〕特約条項の改定

*改定箇所は下線部です

改定後		改定前	
<p>第1条（特約の付加） この特約は、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔II型〕契約、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、一定の条件を満たす当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出によって主特約に付加します。</p>		<p>第1条（特約の付加） この特約は、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔II型〕契約または5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、一定の条件を満たす当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出によって主特約に付加します。</p>	
<p>第4条（主特約の更新） ① この特約が付加された主特約について、次の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が更新前の主特約の保険期間の満了日の2カ月前までに主特約を更新しない旨を通知しない限り、主特約は、主特約の保険期間の満了日の翌日（以下「主特約の更新日」といいます。）に更新されるものとします。 1. 更新後の主特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が下表のとおりであること</p>		<p>第4条（主特約の更新） ① この特約が付加された主特約について、次の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が更新前の主特約の保険期間の満了日の2カ月前までに主特約を更新しない旨を通知しない限り、主特約は、主特約の保険期間の満了日の翌日（以下「主特約の更新日」といいます。）に更新されるものとします。 1. 更新後の主特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が下表のとおりであること</p>	
更新後の主特約	保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢	更新後の主特約	保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢
先進医療保障特約（無解約返戻金型）〔終身医療用〕 先進医療保障特約（無解約返戻金型）〔特別終身医療用〕 先進医療保障特約（無解約返戻金型）〔限定告知用〕	90歳以下	先進医療保障特約（無解約返戻金型）〔終身医療用〕 先進医療保障特約（無解約返戻金型）〔特別終身医療用〕	90歳以下
（以下省略）		（以下省略）	
以 上		以 上	

2. 代理請求特約〔終身医療用〕特約条項の改定

*改定箇所は下線部です

改定後		改定前	
<p>第1条（用語の定義） この代理請求特約〔終身医療用〕特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。</p>		<p>第1条（用語の定義） この代理請求特約〔終身医療用〕特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。</p>	
用語	定義	用語	定義
主契約	5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約、 <u>5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約</u> のことをいいます。	主契約	5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約 <u>または5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約</u> のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。	主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。	被保険者	主契約の被保険者のことをいいます。
死亡時支払金受取人	主契約の死亡時支払金受取人のことをいいます。	死亡時支払金受取人	主契約の死亡時支払金受取人のことをいいます。
死亡給付金受取人	<u>主契約の死亡給付金受取人のことをいいます。</u>	（新 設）	
代理請求人	第5条第①項に定める者	代理請求人	第5条第①項に定める者
<p>第2条（特約の付加） この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および当会社の承諾を得ることを要します。ただし、死亡時支払金受取人<u>または死亡給付金受取人</u>が会社、官公署等の団体^①である場合^②は、この特約を付加することができません。</p>		<p>第2条（特約の付加） この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および当会社の承諾を得ることを要します。ただし、死亡時支払金受取人が会社、官公署等の団体^①である場合^②は、この特約を付加することができません。</p>	
<p>第2条 備考 ① 団体の代表者を含みます。 ② 死亡時支払金受取人<u>または死亡給付金受取人</u>が複数人いるとき、その一部の者である場合を含みます。</p>		<p>第2条 備考 ① 団体の代表者を含みます。 ② 死亡時支払金受取人が複数人いるとき、その一部の者である場合を含みます。</p>	
（以下省略）		（以下省略）	
以 上		以 上	

(※) 第2条と同様の改定を第5条、第6条、第8条にも行ないます

(※) 上記改定に伴い、「ご契約のしおり（定款・）約款」のしおり本文に記載されている代理請求対象の保険種類についても改定後の保険種類を加えて読み替えていただきますよう、お願いいたします

3. 保険料口座振替特約条項、集団扱特約条項（A）および集団扱特約条項（B）の改定

*改定箇所は下線部です

< 保険料口座振替特約条項 >

改定後			改定前														
<p>第17条（変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、<u>次の規定を読み替えます。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読替前の字句</th> <th>読替後の字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8条</td> <td style="text-align: center;">保険料の自動振替貸付</td> <td>自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p>第20条（責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、<u>第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。</u></p> <p>第21条（5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合には、<u>第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下省略）</p>			規定	読替前の字句	読替後の字句	第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出	<p>第17条（変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、<u>次に定めるところによります。</u></p> <p>1. <u>第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。</u></p> <p>2. <u>次の規定を読み替えます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読替前の字句</th> <th>読替後の字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8条</td> <td style="text-align: center;">保険料の自動振替貸付</td> <td>自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第20条（5年ごと利差配当付こども保険（2012）、5年ごと配当付終身入院保険、5年ごと配当付組立総合保障保険、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕、5年ごと配当付認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）または無配当こども保険に付加した場合の特則）</p> <p>この特約を付加した5年ごと利差配当付こども保険（2012）、5年ごと配当付終身入院保険、5年ごと配当付組立総合保障保険、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕、5年ごと配当付認知症終身保障保険（解約返戻金抑制型）、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）または無配当こども保険の場合には、<u>第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下省略）</p>			規定	読替前の字句	読替後の字句	第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出
規定	読替前の字句	読替後の字句															
第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出															
規定	読替前の字句	読替後の字句															
第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出															
以 上			以 上														

(※) 第17条と同様の改定を第19条、第22条にも行ないます

(※) 保険料口座振替特約条項と同様の改定を集団扱特約条項（A）および集団扱特約条項（B）にも行ないます

以 上